2026年11月1日

吸収合併に係る事後開示書類

新潟県長岡市東坂之上町二丁目２番地１
株式会社スプリックス
代表取締役社長　常石　博之

当社は、2026年8月24日付で当社と株式会社キュレオ（以下「キュレオ」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2026年11月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、キュレオを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を実施いたしました。本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2026年11月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

キュレオは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づき本吸収合併をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定及び会社法第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過６７

イ．会社法第785条の規定による手続の経過

キュレオは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条第1項の規定に基づく反対株主からの株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

ロ．会社法第787条の規定による手続の経過

キュレオは、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

ハ．会社法第789条の規定による手続の経過

キュレオは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年9月16日付で官報及び日刊工業新聞において債権者に公告を行いましたが、同条1項の規定に基づき異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき行われているため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき行われているため、会社法第 797 条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 9 月 16 日付の官報及び同日付で開始した電子公告において債権者に公告を行いましたが、同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2026 年 11 月 1 日をもって、キュレオの資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別紙のとおりです。

6. 会社法 921 条の規定による吸収合併の登記をした日

2026 年 11 月 13 日（予定）

7. 前各号に掲げるほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

別紙

2026年9月16日

吸収合併に係る事前開示書類

東京都渋谷区桜丘町1番1号
株式会社キュレオ
代表取締役社長　常石　博之

当社は、2026年8月24日付で当社と株式会社（以下「スプリックス」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2026年11月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、スプリックスを吸収合存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしましたので、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 吸収合併契約の内容

当社とスプリックスとの間で締結した合併契約書は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社がスプリックスの完全子会社であることから、株式その他の金銭等の交付は行われません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1)　最終事業年度（2024年10月1日から2025年9月30日まで）に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません

【吸収合併消滅会社】

最終事業年度の末日後における重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後のスプリックスの資産の額は、負債の額を充分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後のスプリックスの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがいまして、本吸収合併後におけるスプリックスの債務については、履行の見込みがあると判断しております。

以上

Docusign Envelope ID: 818D91B3-469F-84D9-8243-ADF6F1959764

吸収合併契約書

株式会社スプリックス（以下「甲」という。）と株式会社キュレオ（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併）

第１条　甲及び乙は、本契約の定めに基づき、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

（当事者の商号及び住所）

第２条　本合併の当事者の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）：株式会社スプリックス
新潟県長岡市東坂之上町二丁目２番地１

乙（吸収合併消滅会社）：株式会社キュレオ
東京都渋谷区桜丘町１番１号

（合併対価の割当て及び交付）

第３条　甲は乙の発行済株式の全部を所有していることに鑑み、本合併に際して、甲は乙の株主に対して、その所有する株式に代わる対価を一切交付しないものとする。

（増加すべき資本金及び準備金等）

第４条　本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第５条　本合併の効力が発生する日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 11 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（合併承認総会）

第６条　甲は会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

２. 乙は会社法 784 条第 1 項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

（財産の承継）

第７条　甲は、効力発生日において、乙の資産負債及びこれらに付随する権利義務の一切を承継する。

Docusign Envelope ID: 818D91B3-469F-84D9-8243-ADF6F1959764

（財産の善管注意義務）

第８条　甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議して合意の上、これを実行する。

（合併条件の変更等）

第９条　本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本合併の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約に定めのない事項）

第１０条　本契約に定めのない事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が互いに誠実に協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印又は電子署名の上、各１通を保有する。なお、電磁的記録を正本とすることを妨げない。

2026年８月24日

甲　新潟県長岡市東坂之上町二丁目２番地１
株式会社スプリックス
代表取締役社長　　常石　博之

DS

乙　東京都渋谷区桜丘町１番１号
株式会社キュレオ
代表取締役社長　　常石　博之

DS

事　業　報　告

（2024年10月１日から
2025年９月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米国の通商政策による影響が一部の産業で見られるものの、緩やかな回復傾向にあります。

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復が支えられることが期待されます。しかし、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要です。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの低下を通じて個人消費に与える影響も、わが国の景気を下押しするリスクとなっています。また、金融・資本市場の変動などの影響についても引き続き注意する必要があります。

当社グループが属する教育サービス業界におきましては、少子化が進む中で、さまざまな教育制度改革が進行しています。また、あらゆる産業でアナログからデジタルへの転換やサービスの在り方の見直しが進む中、IT技術の活用などによる新たな教育・指導形態の必要性も一層高まっています。さらに、私立高校の実質無償化や指定校推薦、総合型選抜といった受験環境の多様化に伴い、業界として適切な対応が求められています。

この結果、当連結会計年度の売上高は35,127百万円（前年同期比10.3％増）、営業利益は2,170百万円（前年同期比98.5％増）、経常利益は2,218百万円（前年同期比95.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,087百万円（前年同期比117.4％増）、EBITDA（＝営業利益+支払利息+のれん償却額+減価償却費）は3,152百万円（前年同期比40.2％増）となりました。

セグメント情報は次の通りです。

「森塾」

中核事業である個別指導形式の学習塾「森塾」におきましては、当連結会計年度末において249校舎（前年同期比20校舎増）展開しております。生徒数が堅調に推移した結果、当連結会計年度末における「森塾」在籍生徒数は61,781人と、前年同期比6,424人増となりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	前期末比
売上高（注１）	16,315百万円	18,562百万円	13.8%増
セグメント利益（注１、２）	3,925百万円	4,779百万円	21.8%増
EBITDA（注３）	4,074百万円	4,951百万円	21.5%増
校舎数	229校舎	249校舎	20校舎増
生徒数	55,357人	61,781人	6,424人増

注１）売上高は外部顧客への売上高、及びセグメント利益は、セグメント間取引の相殺前の数値であります。

注２）セグメント利益は、のれんを除く無形固定資産の償却費を反映しております。

注３）EBITDAは、営業利益+支払利息+のれん償却額+減価償却費であります。

「湘南ゼミナール」

集団指導形式の学習塾「湘南ゼミナール」におきましては、当連結会計年度末において200校舎（前年同期比３校舎減）を展開しております。小学生のコンテンツ拡充およびマーケティング強化により、当連結会計年度末における「湘南ゼミナール」在籍生徒数は18,697人（前年同期比518人増）となりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	前期末比
売上高	9,086百万円	9,295百万円	2.3%増
セグメント利益	679百万円	740百万円	8.9%増
EBITDA	1,072百万円	997百万円	6.9%減
校舎数	203校舎	200校舎	3校舎減
生徒数	18,179人	18,697人	518人増

「河合塾マナビス」

講義映像とチューターを用いた大学受験指導を行う学習塾である「河合塾マナビス」におきましては、当連結会計年度末において株式会社湘南ゼミナールがフランチャイジーとして51校舎（前年同期比増減なし）を展開しております。全学年の生徒数が堅調に推移した結果、当連結会計年度末における「河合塾マナビス」在籍生徒数は5,492人（前年同期比276人増）となりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	前期末比
売上高	3,121百万円	3,355百万円	7.5%増
セグメント利益	273百万円	398百万円	45.6%増
EBITDA	496百万円	611百万円	23.0%増
校舎数	51校舎	51校舎	増減なし
生徒数	5,216人	5,492人	276人増

「その他」

「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「新規事業（研究開発費等を含む）」「自立学習ＲＥＤ」、「そら塾」、教育関連サービス（フォレスタシリーズの販売、「東京ダンスヴィレッジ」、「和陽日本語学院」、「プログラミング能力検定」の運営）等を含んでおります。

「自立学習ＲＥＤ」は、教育ITを利用した学習塾であり、当連結会計年度において直営６教室（前年同期比増減なし）、FC208教室（前年同期比７教室減）を展開しております。

また、「その他」に含まれる教育関連サービスにおきましては、個別指導用教材「フォレスタシリーズ」、ICTを活用した映像教材「楽しく学べるシリーズ」、塾講師募集webサイト「塾講師ＪＡＰＡＮ」などの既存事業がいずれも堅調だったことに加え、AIタブレットで基礎学力を養成する「ＳＰＲＩＸ　ＬＥＡＲＮＩＮＧ」「ＤＯＪＯ」や、サイバーエージェントグループと協業中の「キュレオプログラミング教室」「プログラミング能力検定」などの新規事業も順調に拡大しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は949百万円で、その主なものは「森塾」等における新規開校及び増床に伴う内装工事によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度より、SPRIX MANABIE EDUCATION PRIVATE LTD、株式会社Edutainment-Labを、新たに連結の範囲に含めております。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 26 期 (2022年９月期)	第 27 期 (2023年９月期)	第 28 期 (2024年９月期)	第 29 期 (当連結会計年度) (2025年９月期)
売上高(百万円)	29,352	30,363	31,860	35,127
経常利益(百万円)	2,782	1,319	1,134	2,218
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,607	561	500	1,087
１株当たり当期純利益 (円)	93.80	32.51	28.69	61.73
総資産(百万円)	19,574	20,143	20,448	22,485
純資産(百万円)	9,774	9,706	9,562	9,981
１株当たり純資産 (円)	568.19	558.76	545.72	563.45

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 26 期 (2022年９月期)	第 27 期 (2023年９月期)	第 28 期 (2024年９月期)	第 29 期 (当事業年度) (2025年９月期)
売上高(百万円)	14,420	15,565	19,340	22,026
経常利益(百万円)	1,949	906	1,313	1,975
当期純利益(百万円)	1,225	518	915	1,092
１株当たり当期純利益 (円)	71.52	30.00	52.53	62.04
総資産(百万円)	13,649	14,565	15,760	17,608
純資産(百万円)	9,330	9,222	9,495	9,938
１株当たり純資産 (円)	542.35	530.81	541.90	560.99

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社湘南ゼミナール	48百万円	100.0%	学習塾の運営
株式会社湘南ゼミナールオーシャン	5百万円	100.0%	学習支援事務
株式会社プログラミング総合研究所	50百万円	60.0%	プログラミング能力検定の開発、運用、販売
株式会社和陽日本語学院	75百万円	100.0%	日本語学校の運営
株式会社イングリッシュスクエア	3百万円	100.0%	英会話教室の運営
SPRIX MANABIE EDUCATION PRIVATE LTD	1百万円	98.3%	学習塾の運営
株式会社Edutainment-Lab	-	85.0%	オンライン学習プラットフォームの運営

（注）当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社湘南ゼミナール	東京都渋谷区桜丘町1番1号	3,758百万円	17,608百万円

⑷ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、大きく急激に変化しております。雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復が期待されます。しかし、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要です。また、物価上昇の継続が消費者マインドの低下を通じて個人消費に与える影響も、わが国の景気を下押しするリスクとなっています。加えて、金融・資本市場の変動などの影響についても引き続き注視が必要です。

国内では少子化による学齢人口の減少は続く一方で、家計における教育関連支出は高水準で推移しており、教育への期待は一層高まっています。教育におけるＩＴ化やグローバル化の必要性も増しており、また高校授業料の実質無償化など政府による教育制度改革への意欲も強く、新たな時代を迎えています。

さらに、世界全体で見ると、教育市場は経済成長に伴って拡大しています。これは、人口の増加に加え、就学率の大幅な上昇が大きな要因です。特に、新興諸国での中間層の拡大に伴う学力向上へのニーズや、急速なテクノロジーの変化に応じたスキルを持つ人材の育成ニーズが高まっています。

なお、森塾をはじめとした新規開校に伴い、生徒募集は順調に推移しております。また、教育関連サービスにおいては「フォレスタ」シリーズの販売など、既存事業がいずれも堅調であったことに加え、「ＴＯＦＡＳ」などの新規事業も当初計画を上回って拡大し、学習塾サービスとの相乗効果を最大限に発揮できる取り組みも積極的に進めている状況であります。

このような状況のもと、当社グループは、企業ミッション達成のために、以下の対処すべき課題に取り組んでまいります。

① 生徒の成績の向上

当社グループの学習塾サービスにおきましては、生徒の学校での成績の向上を追求しております。そのために、テスト結果や教材内容の分析、また、講師による指導効果の分析を継続的に行い、その分析結果に基づき指導オペレーションや教材の改善及びシステム化を進め、指導力の向上を図っております。また、成績の向上に係る目標の達成度合をスタッフの人事評価における構成要素の一つとしております。

当社グループは、今後も指導力の向上を推進し、一人でも多くの生徒の学校での成績の向上に貢献できるよう努めてまいります。

② サービスの認知度の向上とブランドの確立

当社グループでは、当社グループが提供するそれぞれのサービスのターゲット層にアプローチする上で、最適な手法かつ適切なコストでの施策に絞り、販売促進・広告宣伝を効率的に行ってまいりました。また、口コミ・友人紹介等の外部コストの掛からない販売促進・広告宣伝の施策を、当社グループのサービスの認知度向上・顧客の獲得に大いに役立ててまいりました。

しかしながら、既存事業のさらなる拡大及び競合企業との差別化、そして新規事業の認知度向上及び顧客の獲得を図るに際して、ブランドのより一層の確立が重要であると認識しております。またＷＥＢ・モバイルインターネットを中心に、販売促進・広告宣伝の手法も目覚ましく進化を遂げております。今後は、費用対効果も慎重に検討の上、販売促進・広告宣伝活動を強化してまいります。

③ エリアマーケティング・地域展開

当社グループでは、自らリアルの場を設けて教育サービスを提供する事業も営んでおります。その地域展開や具体的な出店・開校の際は、エリア・商圏の環境・経済の動向、市場・競合の状況、現在の自社の他教室との位置関係、潜在顧客数、講師採用見込み、候補物件の状況、収支の予測等、様々な要素を総合的に勘案し、決定しております。なお、森塾においては、関西地区での開校を行っており、引き続き関西地区への開校を行ってまいります。

今後も事業の拡大・成長を図るため、新たな地域への展開、新規の出店・開校は重要な戦略の一つと考えております。当社グループの人員・管理体制等のリソースを勘案しながら、出店・開校のペースを加速化してまいります。また、新興諸国を中心とした中間層の教育ニーズの高まりを背景に、市場調査の上、新たな地域・国への進出を進めてまいります。

④　教育コンテンツの品質向上

当社グループでは、様々な領域でのオリジナルの教育コンテンツを企画・開発・制作・販売しております。既に販売・提供を開始している教育コンテンツについても、ユーザーのニーズや目的に応じて、また教育現場の声を反映して、常により良いコンテンツとなるよう、ノウハウの蓄積と科学的分析に基づく日々の改善活動を推進しております。今後も、社会の変化や顧客・教育現場のニーズを的確に捉え、教育サービスを通して、より多くの人の人生に貢献できるよう、教育コンテンツの品質向上に取り組んでまいります。

⑤　研究開発活動

当社グループでは、市場の変化やユーザーのニーズに迅速に対応し、また競争力の確保・競合企業との差別化が可能な、より魅力ある収益性の高い教育コンテンツを提供するために、継続的な研究開発活動を行っております。今後も新たな業態・サービスや、情報通信技術をはじめとする各種の新技術を採り入れた高品質・高付加価値・低コストな教育コンテンツの研究開発に取り組んでまいります。

⑥　人材の確保と育成・開発

当社グループでは人材について、社内リソースと事業計画・今後の展開を勘案し、計画的に人材を確保してまいりました。また、継続的な人材の確保とともに、当社グループの企業ミッション・ヴィジョン・ＡＣＴＩＯＮライン（行動指針）を理解し、実行していくことのできる人材の育成・スキルの開発が重要と考えております。今後も、当社グループのスピード感のある展開・成長に対応し、さらには牽引することのできる人材の確保と育成・開発に取り組んでまいります。

⑦　経営体制のさらなる強化

当社グループでは、これまで会社の成長ステージに応じた経営体制を構築してまいりました。今後も継続的に事業の拡大・成長を実現し、あらゆるステークホルダーの期待にお応えできるよう、経営体制のさらなる強化が必要と認識しております。

当社グループは、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう、法令遵守の徹底はもとより、一層の内部管理体制の充実・強化に努めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2025年９月30日現在）

当社グループは、教育サービス事業を行っております。

当社グループが提供する主なサービスは以下のとおりです。

区　　分	事　　業　　内　　容
学習塾サービス	「森塾」の運営 「湘南ゼミナール」の運営 「河合塾マナビス」のフランチャイジー運営 「自立学習ＲＥＤ」の運営及びフランチャイズ展開 「そら塾」の運営
教育関連サービス	「フォレスタ」シリーズの開発・販売等 「東京ダンスヴィレッジ」の運営 「塾講師ＪＡＰＡＮ」の運営 「グリムスクール」の運営 中国語検定「ＨＳＫ」に関連する書籍・アプリの販売 「ＱＵＲＥＯプログラミング教室」の販売 「プログラミング能力検定」の開発、運営、販売 「ＤＯＪＯ」の開発、運営、販売 「ＳＰＲＩＸ　ＬＥＡＲＮＩＮＧ」の開発、運営、販売 「ＴＯＦＡＳ」の開発、運営、販売 「和陽日本語学院」の運営 「イングリッシュスクエア」の運営 「深圳大学東京校」の運営 「SPRIX MANABIE EDUCATION PRIVATE LTD」の運営 「Edutainment-Lab」の運営

⑹ **主要な営業所**（2025年９月30日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	新潟県長岡市	森塾（直営）	新潟県　４教室
			埼玉県　47教室
本部	東京都渋谷区		千葉県　38教室
			東京都　69教室
SPRIX Engineering Lab	新潟県長岡市		神奈川県　47教室
			茨城県　９教室
自立学習RED（直営）	埼玉県　6教室		群馬県　２教室
			栃木県　２教室
東京ダンスヴィレッジ	東京都　3教室		静岡県　５教室
			大阪府　26教室

② 子会社

株式会社湘南ゼミナール	本社（東京都渋谷区）
株式会社湘南ゼミナールオーシャン	本社（東京都渋谷区）
株式会社プログラミング総合研究所	本社（東京都渋谷区）
株式会社和陽日本語学院	本社（東京都世田谷区）
株式会社イングリッシュスクエア	本社（埼玉県さいたま市浦和区）
SPRIX MANABIE EDUCATION PRIVATE LTD	本社（インド）
株式会社Edutainment-Lab	本社（東京都渋谷区）

⑺ **使用人の状況**（2025年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,550（1,991）名	60名増（318名増）

（注）使用人数は就業人員数であります。なお、使用人数欄の（外書）は、臨時雇用者数（非常勤講師及びパートタイマー）の最近１年間の平均雇用人員（１日８時間換算）であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
823（1,613）名	60名増（294名増）	29.9歳	3.6年

（注）使用人数は就業人員数であります。なお、使用人数欄の（外書）は、臨時雇用者数（非常勤講師及びパートタイマー）の最近１年間の平均雇用人員（１日８時間換算）であります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2025年９月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	217百万円
株式会社三井住友銀行	500百万円
株式会社横浜銀行	363百万円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ **株式の状況**（2025年９月30日現在）

① **発行可能株式総数**　60,000,000株

② **発行済株式の総数**　17,978,250株

③ **株主数**　4,062名

④ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
有限会社フラットストーン	8,577,500株	48.6%
常石　博之	1,576,850株	8.9%
ＵＢＳ　ＡＧ　ＳＩＮＧＡＰＯＲＥ－０５４６００２５１０２１Ｕ９	1,226,200株	7.0%
中野　道	818,100株	4.6%
平石　明	724,550株	4.1%
スプリックスグループ従業員持株会	382,100株	2.2%
WILL　FIELD　CAPITAL　PTE.　LTD.	335,100株	1.9%
上田八木短資株式会社	277,000株	1.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	273,700株	1.6%
野村證券株式会社	174,142株	1.0%

（注）１．当社は、自己株式を335,585株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

⑵ **新株予約権等の状況**

① **当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	常石 博之	
取締役	平石 明	事業部門管掌
取締役	平井 利英	コーポレート部門管掌
取締役	菅井 善朗	あすか製薬株式会社 CVC担当アドバイザー
取締役（監査等委員・常勤）	赤澤 嘉信	
取締役（監査等委員）	松浦 剛志	有限会社ウィルミッツ 代表取締役
取締役（監査等委員）	浅見 裕子	名古屋大学大学院経済学研究科教授 金融庁 企業会計基準審議会臨時委員 国土交通省 土地鑑定委員会委員 国税庁東京国税局 土地評価審議会委員 会長代理 産業経理協会 評議員

（注）１．取締役菅井善朗氏、取締役（監査等委員）松浦剛志氏及び浅見裕子氏は、社外取締役であります。
２．取締役菅井善朗氏は、ベンチャー投資経験と経営管理に関する高い見識を有しております。
３．取締役（監査等委員）赤澤嘉信氏は、当社のヒューマンリソース部長、内部監査室長を歴任し、コンプライアンス経営やコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役（監査等委員）松浦剛志氏は、経営者としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験を有しております。
５．取締役（監査等委員）浅見裕子氏は、経済学部教授としての豊富な経験を有しております。
６．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために赤澤嘉信氏を常勤の監査等委員として選定しております。
７．当社は、取締役菅井善朗氏、取締役（監査等委員）松浦剛志氏及び浅見裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② **責任限定契約の内容の概要**

当社は、取締役（監査等委員を除く。）１名（うち社外取締役１名）、取締役（監査等委員）３名（うち社外取締役２名）との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ **役員等賠償責任保険契約の概要**

当社は、当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、当該責任の追及に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により補填することとしています。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

④ **取締役の報酬等**

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1)	95百万円 (4)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3 (2)	22 (9)
合計 （うち社外取締役）	7 (3)	118 (14)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年８月24日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は３名（うち、社外取締役は0名）です。

３．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年８月24日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち、社外取締役は２名）です。

４．上記の報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額１百万円が含まれております。

⑤　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年３月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ．取締役の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針

１）個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法

固定報酬（確定額報酬）として、株主総会で決定された報酬の範囲内で、会社の業績や経営状況、及び各人の成果や責任等を勘案し、報酬額を決定する。

取締役退任時には、株主総会の決議を経て、別に定める役員退職慰労金規程に基づき決定した額を支給する。

２）業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

採用していない。

３）非金銭報酬等の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

採用していない。

４）上記１）２）３）の割合（構成比率）

固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占める。

ロ．報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

固定報酬は、在任中に毎月定額を支払う。役員退職慰労金は、総会での承認可決を条件として、退任後に支払う。

ハ．報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項
1）委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当
該当なし。
2）委任する権限の内容
該当なし。
3）権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容
該当なし。
ニ．報酬等の内容の決定方法（ハ．の事項を除く）
取締役会の諮問機関として社外取締役を議長とする指名・報酬委員会を設置し、メンバーは代表取締役社長と社外取締役３名の合計４名で、社外取締役が過半数となるよう構成している。各事業年度の役員の報酬等の額の決定にあたり、委員会で事前に審議したうえで取締役会に提言することで、独立性と客観性の確保及び、意思決定プロセスの透明化を図っている。
ホ．その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項
該当なし。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・取締役菅井善朗氏は、あすか製薬株式会社CVC担当アドバイザーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・取締役松浦剛志氏は、有限会社ウィルミッツ代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・取締役浅見裕子氏は、名古屋大学大学院経済学研究科教授、金融庁 企業会計基準審議会臨時委員、国土交通省 土地鑑定委員会委員、国税庁東京国税局 土地評価審議会委員 会長代理及び産業経理協会 評議員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　菅井善朗	当連結会計年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営管理の専門的見地及びCVCアドバイザーとしての豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当連結会計年度に開催された委員会2回のうち2回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 （監査等委員）　松浦剛志	当連結会計年度に開催された取締役会22回のうち20回、監査等委員会18回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、経営者としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当連結会計年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 （監査等委員）　浅見裕子	当連結会計年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、経済学部教授としての専門的見地及び金融庁公認会計士・監査審査会委員としての豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、および保有する資産の妥当性・適正性に関する適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当連結会計年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。また、筆頭独立社外取締役として、取締役会実効性評価を推進し、取締役会の実効性の判断機能を担っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、又は、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は再任しないことを内容とする議案を決定します。

⑤　会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
・業務改善命令（業務管理体制の改善）
・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3月

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

⑥　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)当社は、企業活動の根本に法令遵守を位置付け、取締役は法令遵守体制の充実や社内教育・啓蒙に努める。

2)定期的に開催する取締役会にて、各取締役は重要な職務執行の状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

3)内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務執行を確認し、代表取締役及び監査等委員会に報告する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1)文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。

2)取締役は、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)リスクについては、各部門において洗い出し、重要度、緊急度及び頻度等を検討した上で予防策を敷く。

2)リスクが顕在化した際は迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を構築・整備する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1)取締役会を原則毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監視・監督する。

2)年度予算を策定し、目標を明確にして計数管理を行うとともに、その計画に基づいて職務執行の状況を監視・監督する。

3)職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及びその他諸規程に基づき、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、法令遵守はもとより、高い倫理観を持ち誠実な企業活動を行うものとする。

2)使用人に対して、当社の一員として必要な知識の習得と、法令遵守に関する啓蒙を適宜実施し、浸透・徹底を図る。
3)内部監査人は、各部門の職務執行の法令及び定款並びに社内諸規程への適合を確認し、代表取締役及び監査等委員会に報告する。

⑥　当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．子会社の取締役会等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
1)当社は「グループ会社管理規程」を定め、担当取締役が子会社などの業務の状況を適時に把握できる体制を整え、必要に応じて当社取締役会に報告する。
2)一定の事項については事前に当社取締役会の承認を要する旨を定める。
ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
1)リスクについては、子会社において洗い出し、重要度、緊急度及び頻度等を検討した上で予防策を敷く。
2)リスクが顕在化した際は迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を構築・整備する。
ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1)取締役会を原則３か月に１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定を行うとともに、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
2)年度予算を策定し、目標を明確にして計数管理を行うとともに、その計画に基づいて職務執行の状況を監視・監督する。
ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1)当社の子会社においては、企業活動の根本に法令遵守を位置付け、取締役等及び使用人は法令遵守体制の充実や社内教育・啓蒙に努める。
2)定期的に開催する取締役会にて、各取締役は重要な職務執行の状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
3)子会社の使用人に対して、当社グループの一員として必要な知識の習得と、法令遵守に関する啓蒙を適宜実施し、浸透・徹底を図る。
4)親会社の内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務執行を確認し、当社の代表取締役及び監査等委員会に報告する。
ホ．その他の当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社監査役を当社の常勤監査等委員もしくは管理部長が兼務することで、子会社の業務の適正を確保するよう牽制を行う。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
　監査等委員会が求めた場合は、その職務を補助する使用人を置くものとする。

⑧　前号の取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
　前号の取締役及び使用人の人事評価及び人事異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。

⑨　前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　前号の取締役及び使用人に関して、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑩　監査等委員会への報告に関する体制
イ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
1)監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。
2)取締役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況その他必要な報告及び情報提供を行う。
3)監査等委員会は、契約書及び決裁書類その他重要な書類を随時閲覧・確認できる。
4)内部監査人は、監査等委員会に対して、内部監査の結果等について報告を行う。
ロ．子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
1)監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、子会社の取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。
2)子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況その他必要な報告及び情報提供を行う。
3)監査等委員会は、子会社の契約書及び決裁書類その他重要な書類を随時閲覧・確認できる。
4)当社の内部監査人は、監査等委員会に対して、子会社の内部監査の結果等について報告を行う。

⑪　監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

　監査等委員会に報告した者を、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑫　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行うことが可能な体制とする。

⑬　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席できることとする。

2)監査等委員会は、代表取締役と四半期に１度の定期的な打合せ及び意見交換を行うほか、必要に応じて取締役及び使用人にヒアリングを実施する。

3)監査等委員会は、内部監査人及び監査法人と四半期に１度の定期的な打合せを行い、相互連携を図るほか、必要に応じて報告を求める。

4)監査等委員会が必要と認める場合には、弁護士や公認会計士等の外部の専門家を活用できる。

⑭　財務報告の信頼性を確保するための体制

　内部統制システムに関する基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑮　反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1)当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求は断固拒絶することを基本的な考えとする。

2)取引先等につき、反社会的勢力との関係の有無を確認するとともに、外部関係機関等からの情報収集に努める。

3)反社会的勢力への対応に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関との協力・連携体制を構築する。

⑵ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

・当事業年度において取締役会を22回開催し、各議案について十分な審議を行いました。
・取締役会において、毎月月次経営成績が報告され、当社年度計画の達成状況、課題及びその対応策を確認し、議論を行いました。

② コンプライアンス・リスクマネジメントに対する取り組みの状況

・コンプライアンス意識の徹底を図るため、適宜研修及び啓発活動を行いました。
・法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、内部通報窓口を設置しております。
・リスクマネジメントについては、当社におけるリスクの抽出、対応方針の策定、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。
・情報セキュリティについては、情報の適切な保存、管理に向けた規程等を整備しております。また、適宜情報管理に関する啓発活動を行うとともに、各種情報の流出・漏洩の未然防止に向けた取り組みを行いました。

③ 監査等委員会に関する運用状況

・監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席等を通じて、取締役及び部門長から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。
・監査等委員会は、内部監査人が行った監査に関する報告を受けるほか、独自に監査等委員による監査を行っております。さらに常勤監査等委員は、内部監査人と毎月1回情報交換を行っております。

④ 内部監査に関する運用状況

・内部監査人は、年間の監査計画に基づき当社各部門について内部監査を実施しました。
・内部監査人は、内部監査の結果を定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会および取締役会にも報告しています。

４．会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と認識しており、将来における安定的な企業成長と、経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績への連動性の高い利益配分を継続かつ安定的に行うことを基本方針としております。

これらの方針に基づき、当連結会計年度の期末配当金につきましては、１株につき普通配当19円とさせていただきます。

これにより、中間配当を含めました当連結会計年度の年間配当金は１株につき38円となります。

連結貸借対照表

（2025年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**11,276**	**流動負債**	**11,148**
現金及び預金	6,460	買掛金	153
売掛金	343	未払金	1,682
商品及び製品	357	短期借入金	730
仕掛品	22	１年内返済予定長期借入金	363
貯蔵品	55	未払法人税等	895
未収入金	3,045	未払消費税等	532
その他	1,029	前受金	5,299
貸倒引当金	△37	賞与引当金	457
固定資産	**11,208**	その他	1,034
有形固定資産	**4,249**	**固定負債**	**1,355**
建物及び構築物	3,593	長期借入金	51
土地	489	役員退職慰労引当金	76
その他	166	退職給付に係る負債	139
無形固定資産	**3,014**	資産除去債務	1,086
のれん	2,038	**負債合計**	**12,504**
ソフトウエア	164	（純資産の部）	
その他	811	**株主資本**	**9,941**
投資その他の資産	**3,944**	**資本金**	**1,454**
投資有価証券	594	**資本剰余金**	**1,444**
繰延税金資産	1,054	**利益剰余金**	**7,419**
敷金及び保証金	2,092	**自己株式**	**△376**
その他	203	**その他の包括利益累計額**	**△0**
貸倒引当金	△0	為替換算調整勘定	△5
		退職給付に係る調整累計額	4
		新株予約権	**40**
		純資産合計	**9,981**
資産合計	**22,485**	**負債純資産合計**	**22,485**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2024年10月１日から
2025年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**35,127**
売上原価		**24,111**
売上総利益		**11,015**
販売費及び一般管理費		**8,845**
営業利益		**2,170**
営業外収益		
受取利息	6	
持分法による投資利益	17	
助成金収入	1	
受取賃借料	3	
受取補償金	15	
その他	18	62
営業外費用		
支払利息	13	
支払手数料	0	
その他	1	15
経常利益		**2,218**
特別利益		
固定資産売却益	0	
新株予約権戻入益	3	3
特別損失		
固定資産除却損	39	
減損損失	262	
リース解約損	49	352
税金等調整前当期純利益		**1,869**
法人税、住民税及び事業税	1,109	
法人税等調整額	△327	781
当期純利益		**1,087**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,087**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2024年10月１日から
2025年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,444	1,434	7,013	△377	9,516
当連結会計年度変動額					
新株の発行	9	9			18
剰余金の配当			△666		△666
親会社株主に帰属する当期純利益			1,087		1,087
自己株式の処分					
譲渡制限付株式報酬				1	1
連結範囲の変動			△13		△13
その他			△1		△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	9	9	405	1	425
当連結会計年度末残高	1,454	1,444	7,419	△376	9,941

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	-	1	1	44	9,562
当連結会計年度変動額					
新株の発行					18
剰余金の配当					△666
親会社株主に帰属する当期純利益					1,087
自己株式の処分				△3	△3
譲渡制限付株式報酬					1
連結範囲の変動					△13
その他					△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△5	2	△2		△2
当連結会計年度変動額合計	△5	2	△2	△3	419
当連結会計年度末残高	△5	4	△0	40	9,981

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2025年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**6,828**	**流動負債**	**6,892**
現金及び預金	2,646	買掛金	85
売掛金	312	短期借入金	717
商品及び製品	260	未払金	1,265
仕掛品	22	未払費用	571
貯蔵品	20	未払法人税等	718
前払費用	339	未払消費税等	379
未収入金	3,060	前受金	2,820
その他	189	預り金	280
貸倒引当金	△22	賞与引当金	19
固定資産	**10,780**	その他	34
有形固定資産	**2,381**	**固定負債**	**778**
建物	2,245	役員退職慰労引当金	76
構築物	0	退職給付引当金	146
車両運搬具	3	資産除去債務	554
工具、器具及び備品	131	**負債合計**	**7,670**
建設仮勘定	0	（純資産の部）	
無形固定資産	**848**	**株主資本**	**9,897**
のれん	517	**資本金**	**1,454**
ソフトウエア	120	**資本剰余金**	**1,444**
その他	210	資本準備金	1,444
投資その他の資産	**7,550**	その他資本剰余金	0
投資有価証券	521	**利益剰余金**	**7,375**
関係会社株式	4,110	利益準備金	0
長期貸付金	959	その他利益剰余金	7,375
出資金	0	繰越利益剰余金	7,375
破産更生債権等	0	**自己株式**	**△376**
長期前払費用	47	**新株予約権**	**40**
繰延税金資産	671	**純資産合計**	**9,938**
敷金及び保証金	1,309		
その他	7		
貸倒引当金	△77		
資産合計	**17,608**	**負債純資産合計**	**17,608**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2024年10月１日から
2025年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**22,026**
売上原価		**13,896**
売上総利益		**8,130**
販売費及び一般管理費		**6,256**
営業利益		**1,874**
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	65	
業務受託料	0	
その他	29	109
営業外費用		
その他	8	8
経常利益		**1,975**
特別利益		
新株予約権戻入益	3	
その他	0	3
特別損失		
固定資産除却損	7	
減損損失	212	
リース解約損	49	270
税引前当期純利益		**1,709**
法人税、住民税及び事業税	878	
法人税等調整額	△262	616
当期純利益		**1,092**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2024年10月１日から
2025年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,444	1,434	0	1,434	0	6,948	6,949	△377	9,451	44	9,495
当期変動額											
新株の発行	9	9		9					18		18
剰余金の配当						△666	△666		△666		△666
当期純利益						1,092	1,092		1,092		1,092
自己株式の処分			0	0					0	△0	△0
譲渡制限付株式報酬								1	1		1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										△3	△3
当期変動額合計	9	9	－	9	－	426	426	1	446	△3	442
当期末残高	1,454	1,444	0	1,444	0	7,375	7,375	△376	9,897	40	9,938

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社スプリックス
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　瀬　朋　子

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社スプリックスの2024年10月１日から2025年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スプリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社スプリックス
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　瀬　朋　子

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社スプリックスの2024年10月１日から2025年９月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年10月１日から2025年９月30日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3)　連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．各監査等委員間にて異なる意見はございません。

2025年11月21日
株式会社スプリックス　監査等委員会
常勤監査等委員　赤澤嘉信　印
監査等委員　松浦剛志　印
監査等委員　浅見裕子　印

(注)　監査等委員松浦剛志及び浅見裕子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

議　　案　取締役（監査等委員であるものを除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員会は、本議案で提案されている全ての取締役候補者について特段指摘すべき事項は無いとの結論に至っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	常石博之（つねいしひろゆき） (1971年４月23日)	1994年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 2004年３月　当社取締役就任 2004年10月　当社コンテンツ事業本部長就任 2007年12月　当社取締役副社長 2018年12月　当社代表取締役社長（現任）	1,576,850株
2	平石明（ひらいしあきら） (1964年11月20日)	1987年４月　長岡第一ゼミ入社 1992年４月　株式会社伸葉スクール入社 1995年４月　株式会社ＮＳＧアカデミー入社 1997年１月　当社設立、代表取締役社長就任 2018年12月　当社取締役就任（現任） 当社事業部門管掌（現任）	724,550株
3	平井利英（ひらいとしひで） (1974年12月９日)	1998年４月　エームサービス株式会社入社 2000年２月　当社入社 2003年10月　当社管理部総務課長 2008年12月　当社取締役就任（現任） 2015年12月　当社個別指導事業本部管掌 2018年12月　当社コーポレート部門管掌（現任）	13,650株

第29期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

連結注記表
個別注記表

第29期（2024年10月１日～2025年９月30日）

株式会社スプリックス

上記事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

① 連結子会社の数	7社
② 連結子会社の名称	株式会社湘南ゼミナール 株式会社湘南ゼミナールオーシャン 株式会社プログラミング総合研究所 株式会社和陽日本語学院 株式会社イングリッシュスクエア SPRIX MANABIE EDUCATION PRIVATE LTD 株式会社Edutainment-Lab
③ 連結の範囲の変更	SPRIX MANABIE EDUCATION PRIVATE LTDは重要性が増したため、及び株式会社Edutainment-Labは新たに株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

非連結子会社の状況

① 主要な非連結子会社の名称	特記すべき主要な非連結子会社はありません。
② 連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

⑵　持分法の適用に関する事項

① 持分法適用関連会社の数	1社
② 持分法適用関連会社の名称	株式会社キュレオ

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

ロ．棚卸資産

・商品及び製品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

当社は定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。また、当社の連結子会社は主に定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３年～50年

構築物　　10年

ロ．無形固定資産

定額法によっております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

・顧客関連資産　　主として10.8年

・自社利用のソフトウエア　　５年

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支給に備えるため、社内規程に基づき、当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④　重要な収益認識及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．学習塾等のサービスに係る収益認識

学習塾等のサービスの提供については、顧客である生徒に対して授業を提供することを履行義務としており、顧客との契約に基づく受講期間において授業を提供した時点で履行義務の充足を認識しております。なお、当該サービスの履行義務に関する支払いは、概ね１ヶ月分（一部事業における最長は1年）を履行義務の充足前に前受けする形で受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

ロ．教材の販売に係る収益認識

教材の販売については、顧客に教材を提供した時点で収益を認識しております。

⑤　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

・ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・ 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

・ 未認識数理計算上の差異

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ．のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

２．会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

３．会計上の見積りに関する注記

⑴　株式会社湘南ゼミナールに係るのれん及び顧客関連資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	1,170百万円
その他（顧客関連資産）	522百万円

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

株式会社湘南ゼミナールに係るのれん及びその他（顧客関連資産）は、2020年12月に同社を買収した際に計上したものであり、10.8年間の均等償却を行っております。また、買収時に見込んだ事業計画の達成状況等を確認し、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれん等を含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いる主要な仮定は、事業計画に含まれる将来性に対する経営者の予測であり、特に、当該事業の売上高及び営業利益率の見込み、既存顧客の減衰率の予測、在籍生徒数や一部費用等の削減等が該当します。

当連結会計年度において減損の兆候はありませんが、市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

⑵　株式会社湘南ゼミナールの固定資産の減損損失

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した株式会社湘南ゼミナールの金額

有形固定資産	1,518百万円
減損損失	50百万円

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

株式会社湘南ゼミナールは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、教室別に固定資産のグルーピングを行っております。固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、各教室の将来キャッシュ・フローの基礎となる売上高成長率及び営業利益率であり、これらは、過去の一定期間における平均実績率に基づき、算定しています。

損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

４．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　4,627百万円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　17,978,250株

⑵　当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式　335,585株

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	331	19.00	2024年９月30日	2024年12月27日
2025年５月13日 取締役会	普通株式	335	19.00	2025年３月31日	2025年６月2日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	335	19.00	2025年９月30日	2025年12月29日

⑷ 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　129,400株

6．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については原則として自己資金で賄い必要に応じて銀行借入を行う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債権である未収入金は、主に回収代行企業に対するものです。

敷金及び保証金は、主に教室の賃貸借契約に伴い預託しており、預託先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金・未払金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日です。

長期借入金の使途は設備投資資金（長期）であり、金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

顧客への営業債権が発生した場合には、顧客ごとに債権残高管理をすることにより、リスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金は、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

ロ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を定期的に確認することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2025年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
敷金及び保証金	2,094	1,639	△454
資　　産　　計	2,094	1,639	△454
長期借入金	415	415	0
負　　債　　計	415	415	0

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	594百万円

(*3)長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注１）金銭債権の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	6,460	－	－	－
売掛金	343	－	－	－
未収入金	3,045	－	－	－
敷金及び保証金	137	534	91	1,331
合計	9,986	534	91	1,331

（注２）長期借入金の連結決算日後の返済予定額　　（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	363	13	13	13	7	3
合計	363	13	13	13	7	3

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	1,639	－	1,639
長期借入金	－	415	－	415

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

主として校舎の賃借先に差入れているものであり、その運営が長期となるため、返還時期は長期間経過後となります。

これらの時価については、返還時期の見積もりを行い、返還までの期間に対応した国債利回りに信用リスクを加味した割引率で将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

７．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　563円45銭

⑵　１株当たり当期純利益　61円73銭

８．収益認識に関する注記

⑴顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他（注）	合計
	森塾	湘南ゼミナール	河合塾マナビス	計		
顧客との契約から生じる収益	18,562	9,295	3,355	31,212	3,914	35,127
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	18,562	9,295	3,355	31,212	3,914	35,127

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「新規事業（研究開発費等を含む）」、「自立学習ＲＥＤ」、「そら塾」、教育関連サービス（フォレスタシリーズの販売、「東京ダンスヴィレッジ」、「和陽日本語学院」、「プログラミング能力検定」の運営）等を含んでおります。

⑵顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「１.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益認識及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

⑶当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約残高等

	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	374
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	343
契約負債（期首残高）	4,590
契約負債（期末残高）	5,299

当社グループの契約残高は、顧客との契約から生じた債権、契約負債があります。連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に、契約負債は「前受金」に計上しております。契約負債は、主として、顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は4,590百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関係会社株式　移動平均法による原価法

②　その他有価証券

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

③　棚卸資産

・商品及び製品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～39年
構築物	10年
工具、器具及び備品	３年～15年

②　無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。また、のれんの償却については、20年以内のその効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金	売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②　賞与引当金	従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
③　役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、社内規程に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。
④　退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。 ・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ・数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、その発生時の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

⑷　収益認識及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①学習塾等のサービスに係る収益認識

当該サービスの提供については、顧客である生徒に対して授業を提供することを履行義務としており、顧客との契約に基づく受講期間において授業を提供した時点で履行義務の充足を認識しております。なお、当該サービスの履行義務に関する支払いは、概ね１ヶ月分を履行義務の充足前に前受けする形で受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

②教材の販売に係る収益認識

教材の販売については、顧客に教材を提供した時点で収益を認識しております。

⑸　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

３．会計上の見積りに関する注記

⑴　関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式（株式会社湘南ゼミナールに対する投資）　　3,758百万円

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

株式会社湘南ゼミナールに対する投資の実質価額には、のれん等が反映されております。それらを含む資産グループの減損損失が認識され、その結果として実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額を行い、損失として処理する必要があります。

実質価額の見積りにおける主要な仮定は、将来の株式会社湘南ゼミナールの湘南ゼミナール事業及び河合塾マナビス事業に係る将来性に対する会社の経営者の予測により策定された事業計画を基礎に算定しています。特に、当該事業の売上高及び営業利益率の見込み、既存顧客の減衰率の予測、在籍生徒数や一部費用の削減等を反映しております。

当事業年度において実質価額の著しい低下はありませんが、市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となり、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる変化が生じた場合には、翌事業年度において損失が発生する可能性があります。

⑵　株式会社湘南ゼミナールの森塾事業承継に係るのれんの評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん　　517百万円

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

株式会社湘南ゼミナールの森塾事業承継に係るのれんは、2020年12月に同社を買収した際に計上したもののうち、森塾事業を当事業年度より承継した際に計上したものであり、10.8年間の均等償却を行っております。また、買収時に見込んだ事業計画の達成状況等を確認し、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれん等を含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いる主要な仮定は、事業計画に含まれる将来性に対する経営者の予

測であり、特に、当該事業の売上高及び営業利益率の見込み、既存顧客の減衰率の予測、在籍生徒数や一部費用等の削減等が該当します。

当事業年度において減損の兆候はありませんが、市場環境等の変化により主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度において減損損失が発生する可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額	1,239百万円
⑵ 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	97百万円
長期金銭債権	870百万円
短期金銭債務	46百万円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	21百万円
仕入高	128百万円
営業取引以外の取引高	
収入分	74百万円
支出分	39百万円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	335,585株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	201百万円
研究開発費	127
棚卸資産評価損	11
投資有価証券評価損	31
退職給付引当金	46
未払事業税	48
減価償却超過額	55
役員退職慰労引当金	24
賞与引当金	146
減損損失	70
貸倒引当金繰入超過額	30
その他	55
繰延税金資産小計	848
評価性引当額	△56
繰延税金資産合計	792
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△121
繰延税金負債合計	△121
繰延税金資産の純額	671

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社和陽日本語学院	100.0%	資金貸付	貸付の実行 利息の受取	－ 5	長期貸付金	520
子会社	株式会社プログラミング総合研究所	60.0%	資金貸付	貸付の実行	500	短期貸付金	50
				利息の受取	－ 1	長期貸付金	100
子会社	SPRIX MANABIE EDUCATION PRIVATE LIMITED	98.3%	資金貸付	貸付の実行 利息の受取	－ 1	長期貸付金	150
子会社	株式会社Edutainment-Lab	85.0%	資金貸付	貸付の実行 利息の受取	100 0	長期貸付金	100

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

株式会社プログラミング総合研究所への長期貸付金に対し、77百万円の貸倒引当金を計上しております。

9．１株当たり情報に関する注記

⑴	１株当たり純資産額	560円99銭
⑵	１株当たり当期純利益	62円04銭

10. 収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表８．収益認識に関する注記」に記載しております。

11. その他の注記

該当事項はありません。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。